

市民の皆さまへ新型コロナウイルス感染症に伴う **給付** や **猶予** など支援一覧

令和3年3月1日現在の支援情報をまとめたものです。

給付金	減収により生活が 厳しいなど	生活資金融資利子 補給	利子補給率 1.5%以内	休業等から収入が減少した市民の生活資金の支援として、市の指定金融機関から生活資金の融資を受けた場合に融資の利子補給を行います。 ※申請期限 令和3年3月31日	健康福祉部社会福祉課 ☎ 575-1264
	減収により住宅を 失うおそれなど	住居確保給付金	家賃の補助 (上限あり)	収入減収により住居を失うおそれのある場合に住宅確保のために給付します。(収入基準等の制限あり) ※申請期限 令和3年3月31日	
	感染又は感染の疑い により、無給・減給 になった	国民健康保険・ 後期高齢者医療 傷病手当金	平均日額給与×2/3 ×休んだ日数で算出さ れる金額を支給	伊達市国民健康保険・福島県後期高齢者医療の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間に応じて傷病手当金を支給します。(支給は一定の要件を満たした場合になります。) ※申請期限 令和3年6月30日	健康福祉部国保年金課 ☎ 575-1198
	休業手当が支給され なかった	新型コロナウイルス 感染症対応休業 支援金・給付金		事業主の指示により休業し、当該休業に対して休業手当が受けられない方を対象に、支援金が給付されます。休業した月に応じて申請期限が異なりますのでご確認ください。	新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金 コールセンター ☎ 0120-221-276
	4月28日以降の 出生児	新生児特別定額 給付金	1人当たり 10万円	令和2年4月28日以降に生まれ、出生日から申請日まで引き続き伊達市に住民登録されているお子さんに給付金を支給します。対象者へ申請書を発送します。 ※申請期限 令和3年4月30日	こども部こども支援課 ☎ 573-5652
貸付	休業や失業で収入が 減り、生活が維持で きない	緊急小口資金 主に休業された方向け	最大 20万円	収入減収により生計維持のため貸付を要する世帯を対象に貸付を行います。 据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後2年以内 ※申請期限 令和3年3月31日	伊達市社会福祉協議会 ☎ 576-4050
		総合支援資金 主に失業された方向け	単身月 15万円以内 複数世帯月 20万円以内	収入減収により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯を対象に貸付を行います。 据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後10年以内 ※申請期限 令和3年3月31日	福島県社会福祉協議会 ☎ 523-1250
	保護者の就業環境の 変化などにより、生 活が維持できない	母子(父子)福祉 資金 寡婦福祉資金	月額最大 10万5千円	子どもが在籍する保育園や学校などの臨時休業、事業所などの休業により、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合を対象に貸付を行います。 据置期間：期間満了から6カ月間以内 返済期間：据置期間経過後5～8年以内	こども支援課 ☎ 573-5652 福島県児童家庭課 ☎ 521-7176
猶予など	減収により市税や保 険料などの支払いが できない	市税、保険料、使 用料などの免除や 減免、猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税や保険料などの納付が困難になった場合は、各担当の窓口までお問合せください。 ①市県民税、固定資産税、軽自動車税(徴収の猶予)、②国民年金保険料(免除・徴収の猶予)、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料(減免)、③介護保険料(減免)、④水道料金・下水道使用料(支払猶予)、⑤農業集落排水処理施設使用料・下水道事業受益者負担金(支払猶予)、⑥市営住宅家賃(減免・徴収の猶予)	①財務部収納課 ☎ 575-1231 ②健康福祉部国保年金課 ☎ 575-1198 ③健康福祉部高齢福祉課 ☎ 575-1299 ④水道お客様センター ☎ 573-5036 ⑤上下水道部下水道課 ☎ 573-5059 ⑥建設部建築住宅課 ☎ 573-5064	
その他	県外から帰省する 若者	若者帰省者新型 コロナウイルス 検査費用補助	上限 2万円	県外から帰省する若者がPCR検査等を受けた場合の費用を一部補助します。 対象費用：帰省前7日以内に検査を受け、結果が判明した検査の費用 補助回数：1回 ※申請期限 令和3年3月31日	健康福祉部健康推進課 ☎ 575-1116
	ひとり暮らしの 高齢者	離れて暮らす家族 のための高齢者見 守り支援		市外の家族との面会が困難となった高齢者へ安否確認システム(電気ポットや電球装置等)を提供します。対象見込みの方へ通知を発送します。自己負担なし。	健康福祉部国保年金課 ☎ 575-1198



新型コロナウイルス感染症に関する相談(伊達市新型コロナウイルス対策室)

☎ 572-6456 8時30分～17時15分(土日・祝日は除く)



新型コロナウイルス感染症に関する情報については…

右のQRコードを読み取るか、伊達市のホームページで情報をご確認ください。

